

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
議第 1 4 5 号	清水岩倉 1 丁目 第 1 号線	北区清水岩倉 1 丁目 5 3 4 番 6	地先
		北区清水岩倉 1 丁目 3 6 1 番 4 0 2	地先
議第 1 4 6 号	清水岩倉 1 丁目 第 2 号線	北区清水岩倉 1 丁目 5 3 4 番 1	地先
		北区清水岩倉 1 丁目 3 6 1 番 3 8 6	地先
議第 1 4 7 号	清水岩倉 1 丁目 第 3 号線	北区清水岩倉 1 丁目 5 3 4 番 5	地先
		北区清水岩倉 1 丁目 3 6 1 番 2 4 5	地先
議第 1 4 8 号	武蔵ヶ丘 8 丁目 第 2 号線	北区武蔵ヶ丘 8 丁目 1 6 5 5 番 3	地先
		北区武蔵ヶ丘 8 丁目 1 6 5 5 番 1 5	地先
議第 1 4 9 号	武蔵ヶ丘 8 丁目 第 3 号線	北区武蔵ヶ丘 8 丁目 1 6 5 5 番 2 0	地先
		北区武蔵ヶ丘 8 丁目 1 6 5 5 番 1 5	地先
議第 1 5 0 号	新南部 2 丁目 第 3 号線	東区新南部 2 丁目 5 8 7 番 1 7	地先
		東区新南部 2 丁目 5 8 7 番 1 0	地先
議第 1 5 1 号	御幸木部 2 丁目 第 2 号線	南区御幸木部 2 丁目 4 2 3 番 1 3	地先
		南区御幸木部 2 丁目 4 2 3 番 3	地先
議第 1 5 2 号	御幸西 3 丁目 第 1 号線	南区御幸西 3 丁目 5 9 5 番 7	地先
		南区御幸西 3 丁目 5 9 5 番 1 0	地先
議第 1 5 3 号	御幸笛田 6 丁目 第 3 号線	南区御幸笛田 6 丁目 1 1 4 4 番	地先
		南区御幸笛田 6 丁目 1 1 4 3 番 1 5	地先
議第 1 5 4 号	良町 4 丁目 第 2 5 号線	南区良町 4 丁目 3 5 1 番 8	地先
		南区良町 4 丁目 3 5 1 番 2 0	地先

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第155号	城山下代1丁目 第2号線	西区城山下代1丁目631番10	地先	
		西区城山下代1丁目631番5	地先	
議第156号	城山薬師1丁目 第1号線	西区城山薬師1丁目163番2	地先	
		西区城山薬師1丁目162番3	地先	
議第157号	小島5丁目 第7号線	西区小島5丁目221番3	地先	
		西区小島5丁目221番9	地先	
議第158号	小山4丁目 第10号線	東区小山4丁目1270番3	地先	
		東区小山4丁目1268番18	地先	
議第159号	神園2丁目 第5号線	東区神園2丁目279番2	地先	
		東区神園2丁目279番14	地先	
議第160号	鶴羽田4丁目 第7号線	北区鶴羽田4丁目1201番17	地先	
		北区鶴羽田4丁目1201番22	地先	
議第161号	護藤町 第43号線	南区護藤町731番7	地先	
		南区護藤町734番6	地先	
議第162号	内田町 第23号線	南区内田町1271番1	地先	
		南区内田町1271番12	地先	
議第163号	志々水 第13号線	南区富合町志々水193番12	地先	
		南区富合町志々水193番6	地先	
議第164号	碓 第17号線	南区城南町碓916番9	地先	
		南区城南町碓916番13	地先	
議第165号	今吉野 第21号線	南区城南町今吉野1068番5	地先	
		南区城南町今吉野1068番12	地先	
議第166号	丹生宮 第9号線	南区城南町丹生宮518番9	地先	
		南区城南町丹生宮518番6	地先	
議第167号	戸島6丁目 第4号線	東区戸島6丁目4241番7	地先	
		東区戸島6丁目4226番1	地先	
議第168号	花園6丁目 第18号線	西区花園6丁目115番2	地先	
		西区花園6丁目60番	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 払下げ